

障がい者施設における新型コロナウイルス感染症対策について

岐阜県障害福祉課

於：全事業者向け集団指導

<目次>

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
- 2 令和3年度の新型コロナウイルス感染症対策事業について



1 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、各事業所・施設の皆様に多大なご尽力をいただいております。心より感謝申し上げます。

岐阜県では、昨秋からの第3波を受け、これまでにない感染拡大が発生し、1月には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されましたが、約4か月にわたる対策の結果、感染拡大も一段落し、2月末をもって同宣言は解除されました。

この間、高齢者・障がい者施設においても、職員、利用者に多くの感染が発生し、クラスターとなった事例も多くみられました。

「緊急事態宣言」は解除されましたが、第3波は決して終わったわけではありません。 昨年の教訓から見ても、感染リスクの高い春の行事、人の流れが増加する春先には、嚴重注意が必要です。 また、感染抑制の切り札であるワクチン接種はまだ始まったばかりであること、感染力が高いとされる「変異株」が県内で確認されていることなどの状況から、引き続き感染拡大に対する警戒が必要です。

こうした状況から、まずは収まりきっていない「**第3波の終息**」を目指し、さらに感染を抑え込み、「**再拡大を阻止**」する必要があります。

そのため県では、「新型コロナウイルス緊急対策 ～第3波の終息を目指すとともに、再拡大を阻止～（3月8日～4月上旬）」（岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部 令和3年3月5日決定）をお示しし、引き続き感染対策に取り組んでいるところです。

各事業所・施設の皆様におかれましても、「第3波の終息」と「再拡大の阻止」を図り、利用者、職員にとって安全・安心なサービスの継続を実現するため、引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。

1 職員、利用者等の感染防止対策について

- ・ 職員及び利用者におかれては、毎日の体調管理についてチェックシート等を用いた体温・症状等の記録の整備、保管を継続していただくようお願いします。
- ・ 利用者、面会者、関係業者等の来訪者すべての方の体調チェックを継続し、水際作戦の徹底の継続をお願いします。
- ・ 施設内の標準予防策（マスクの常用、手指衛生の強化等）の再確認、強化・徹底の継続をお願いします。
- ・ 入所施設では、入所者の体調管理を徹底し、体調不良の入所者には速やかに診療を受けていただくとともに、感染が懸念される場合にはマスクに加えフェイスシールド等の個人防護具を使用して対応するよう引き続きお願いします。
- ・ 通所系施設では、職員及び利用者の毎日の体調チェックの徹底、送迎車両でのマスク着用及び換気等の実施、施設の共用部分やリハビリ機器の消毒及び手指衛生の強化、感染が懸念される場合には食事時及び入浴時のマスクに加えたフェイスシールド着用等による対策を引き続きお願いします。
- ・ 食事の場所や更衣室（ロッカー室）については、他の職員等と一定の距離を保つなど、感染リスクを徹底して避ける配慮を継続してください。

2 施設へ感染を持ち込まない・拡大させない対策について

- ・ 職員及び利用者におかれては、毎日の体調管理についてチェックシート等を用いた体温・症状等の記録の整備、保管を継続していただくようお願いします。
- ・ 利用者、面会者、関係業者等の来訪者すべての方の体調チェックを継続し、水際作戦の徹底の継続をお願いします。
- ・ 施設内の標準予防策（マスクの常用、手指衛生の強化等）の再確認、強化・徹底の継続をお願いします。
- ・ 入所施設では、入所者の体調管理を徹底し、体調不良の入所者には速やかに診療を受けていただくとともに、感染が懸念される場合にはマスクに加えフェイスシールド等の個人防護具を使用して対応するよう引き続きお願いします。
- ・ 通所系施設では、職員及び利用者の毎日の体調チェックの徹底、送迎車両でのマスク着用及び換気等の実施、施設の共用部分やリハビリ機器の消毒及び手指衛生の強化、感染が懸念される場合には食事時及び入浴時のマスクに加えたフェイスシールド着用等による対策を引き続きお願いします。
- ・ 食事の場所や更衣室（ロッカー室）については、他の職員等と一定の距離を保つなど、感染リスクを徹底して避ける配慮を継続してください。

感染対策に関する通知等について

○感染対策に関して、国・県から発出している通知は、県ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

<県障害福祉課 該当ページ> <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/26472.html>

○県による主な対策に関する通知等は以下のとおりですので、参考としてください。

福祉施設での感染防止対策について

- 社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染・まん延防止等チェックリスト（令和2年10月22日時点）
： <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/214433.pdf>
- 感染発生施設に対する感染症対策専門家による感染対策指導のポイントについて
： <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/229796.pdf>

職員研修について

- 【動画視聴】施設新型コロナウイルス感染症対策研修
 - ・（令和3年2月26日開催）高齢者通所関連施設向け新型コロナウイルス感染症対策オンライン研修
： <https://www.youtube.com/channel/UCI6wkGuK5zVhcMo6oggcB5A>
 - ・（令和2年11月27日開催）飛騨地域高齢者・障がい者施設等新型コロナウイルス感染症対策研修会
： <https://www.youtube.com/channel/UCI6wkGuK5zVhcMo6oggcB5A>
 - ・（令和2年9月7日開催）岐阜県高齢者・障がい者施設新型コロナウイルス感染症対策研修会
： <https://www.youtube.com/channel/UCI6wkGuK5zVhcMo6oggcB5A>
- 福祉施設職員の個人研修用ツールについて
： <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/225795.pdf>

職員、ご家族等への周知について

- 「新型コロナウイルス緊急対策～第3波の終息を目指すとともに、再拡大を阻止～」に関する職員・管理者・ご家族の皆様へのお願いについて
： <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/234642.pdf>

感染対策に関する支援、補助金について

- 感染が発生した場合でも、継続してサービスが提供できるようにするための必要な経費に関する補助等を来年度も実施する予定です。
(実施時期や内容等、詳しくは県ホームページをご覧ください。)
- 入所施設等で感染が発生した場合に必要な個人防護具が不足する場合は、県から支援を行います。感染が発生した場合に各県事務所等から確認を行い、必要な場合は提供いたします。
- また、入所施設等でクラスターが発生した場合等には、感染症対策専門家による直接の指導を行います。指導内容は、施設内での各場面での感染対策の方法、施設内のゾーニングの方法等となります。

感染の疑いがある場合の報告について

県では、各事業所・施設において感染者が発生した場合に、県として速やかに感染拡大防止への支援等を行うため、感染の疑い例が発生した場合において、速やかに各県事務所等へ電話等にて報告をお願いしております。

1 報告内容

わかる範囲で、以下について報告していただきますようお願いいたします。

- ① 疑い例の対象者（利用者・職員、その性別及び年代）
- ② 疑い例の内容（疑い例となった経緯、施設として確認した状況、対象者の健康状態 等）
- ③ PCR検査の結果判明時期
- ④ 疑い例の利用者・職員の施設利用・出勤状況（最終利用日等、利用日等の活動状況 等）
- ⑤ 他の利用者・職員の健康状態
- ⑥ 当面の施設の対応方針（施設の臨時休業、職員の自宅待機 等）
- ⑦ 保健所との情報共有状況
- ⑧ 市町村との情報共有状況
- ⑨ その他留意事項（その他影響の可能性がある関連施設 等）

2 報告時期

感染の疑い例（新型コロナウイルス感染症が疑われ、PCR検査を実施することとなった場合）が発生した時点で、報告をお願いします。

※利用者、職員の方から、検査実施となった場合には速やかに事業所等にご連絡されるようお願いいたします。

2 令和3年度の新型コロナウイルス感染症対策事業について

岐阜県と事業者団体との連携による感染発生時の相互支援（令和2年度～）

基本的な考え方

- 高齢者・障がい者施設で施設内感染が発生した場合、職員にも感染者や濃厚接触者が発生し、入所者へのサービス継続に向けた人材の確保が困難となることが想定されるため、各施設間での相互支援により、人材確保を図る。
- 一方で、施設内感染発生施設に支援を行う施設においては、派遣する応援職員の感染防止等、自施設への感染拡大のリスクをできるかぎり少なくする必要があり、それを踏まえた相互支援の体制の整備を図る。

1 相互支援調整の実施主体

県が事業者団体に相互支援調整業務の委託を行い、事業者団体が調整等を行う。

<対象事業者団体>

- ・岐阜県老人福祉施設協議会
- ・岐阜県老人保健施設協会
- ・岐阜県グループホーム協議会
- ・岐阜県身体障害者福祉施設協議会
- ・岐阜県知的障害者支援協会

<相互支援調整業務>

- ・応援施設の募集、登録リストの作成、管理
- ・感染発生施設と応援施設とのコーディネート

<県からの委託費用>

- ・人件費、旅費、通信関係費、事務経費

2 相互支援の方法

感染発生施設への応援施設の支援方法は、応援施設の感染リスクを最小限とするため、原則として以下の方法とする。

(1) 感染発生施設の関連施設への応援職員派遣

複数施設の運営法人において、感染発生施設に法人内他施設から職員派遣を行った場合に、当該他施設に応援職員を派遣

(2) 感染発生施設に係る併設等サービスの利用者受け入れ

単独施設の運営法人において、当該法人の併設等サービスの職員が入所部門に対応できるよう、同サービスの利用者受け入れを実施

(3) 感染発生施設に対する食事提供等の支援

感染発生施設で自前での食事提供等が困難となった場合に、周辺施設において食事提供等を支援

3 相互支援の範囲

応援施設が相互支援を行う範囲は、以下を優先順位として、それぞれができる範囲で支援を行う。

<各応援施設の支援優先順位>

- ①自施設が所属する事業者団体の構成施設
- ②同じ分野に属する施設（高齢者分野、障がい者分野）
- ③他の分野に属する施設（高齢者分野、障がい者分野）

4 相互支援に対する県補助

<障害福祉サービス確保支援事業費補助金>

○応援施設

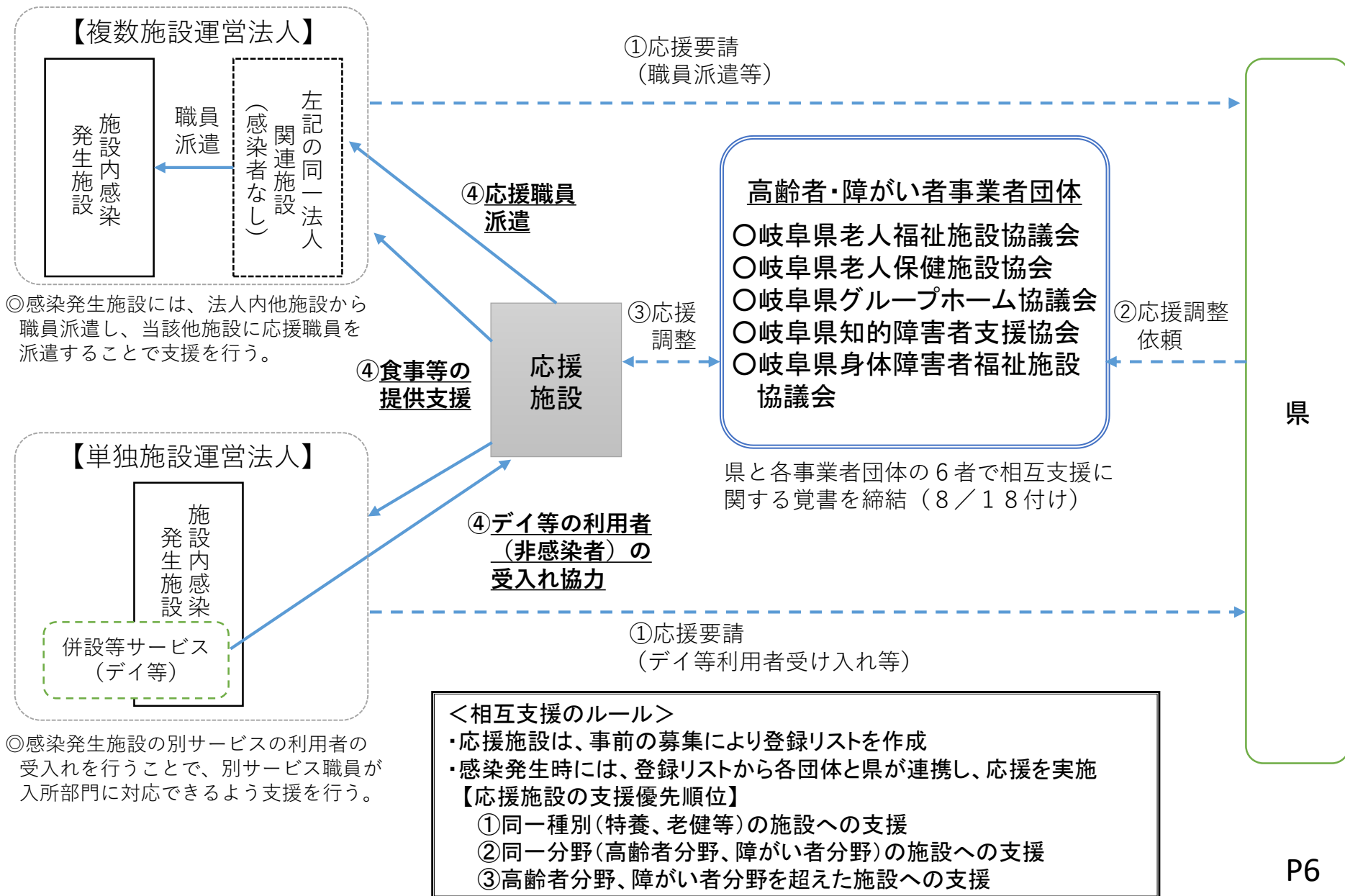
- ・応援職員を派遣するための賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等の補助
- ・利用者受け入れに必要な人材確保や利用者引継ぎ等のために必要となった諸経費の補助（サービス種別ごとに1施設ごとの補助上限額あり）

○感染発生施設

- ・人員確保のための（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等の補助（サービス種別ごとに1施設ごとの補助上限額あり）

※発生状況等に応じ、適用する補助制度を県と関係施設にて検討・調整

施設内感染発生時の福祉施設相互支援スキーム概要



障害福祉サービス確保支援事業費補助金

- 障害福祉サービスは障害児者やその家族等の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症によるサービス提供体制に対する影響については、これをできる限り小さくしていくことが重要である。
- このため、障害福祉サービス施設・事業所が関係者との連携の下、感染機会を減らしつつ、必要なサービスを継続して提供できるよう通常のサービスの提供時では想定されない、かかり増し経費に対して支援を行う。

事業の概要

1 障害福祉サービス事業所等におけるかかり増し経費支援

<補助対象事業者>

- ①利用者又は職員に感染者が発生した障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設、相談支援事業所等
- ②濃厚接触者に対応した障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設、相談支援事業所等
- ③①及び②以外の障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等であって、**利用者の居宅でできる限りの訪問サービスを提供した場合**

<対象経費>

- ・事業所、施設等の消毒・清掃費用
- ・マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用
- ・事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等
- ・ICTを活用し、通所しない利用者に対して健康管理や相談援助等を行うための利用者用タブレットのリース費用等
- ・訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当
- ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 等

2 障害福祉サービス事業所等との連携に係るかかり増し経費支援

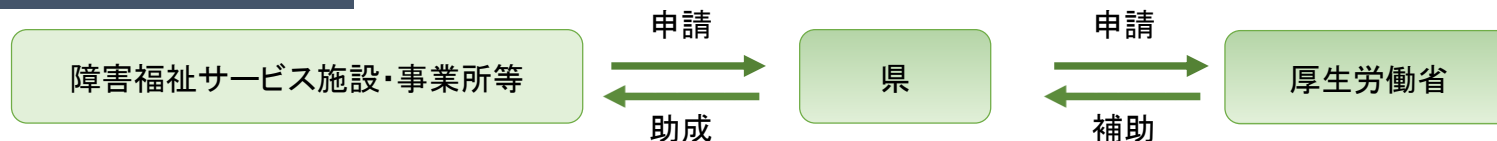
<補助対象>

- ・感染拡大防止のため休業した事業所の利用者を受け入れた連携先の事業所等

<対象経費>

- ・追加で必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等
- ・利用者引き継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス等報酬では評価されない費用 等

事業スキーム



高齢者・障がい者入所施設に対する感染症対策専門家の派遣指導

(1) 事業の目的

- 高齢者・障がい者の入所施設では、新型コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化しやすい高齢者等が入所しており、生活の上で特に介護や支援が必要な方が多く生活されていることから、感染症等の予防や感染拡大防止に関する対策の強化・促進を図るため、感染症対策専門家の各施設への派遣による実地指導及び研修会の開催等を行う。

(2) 事業の概要

県が岐阜県院内感染対策協議会委員を中心とした感染症対策専門家に依頼し、以下の場合に実地指導を行う。

- ① 高齢者・障がい者入所施設に対する感染症予防対策等に係る実地指導(事前指導)
- ② 施設内感染が発生した高齢者・障がい者入所施設に対する感染拡大防止対策等に係る実地指導(緊急指導)

(3) 事業のスキーム等

